九　前各号に掲げるもののほか、二十歳未満の者が主として利用する教育施設として厚生労働省令で定めるもの
十　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所
十一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局
十二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院
十三　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する難病相談支援センター
十四　施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
十五　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業及び同条第十三項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設並びに同法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものを除く。）
十六　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター
十七　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園
十八　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第八条第一項に規定する少年院及び少年鑑別所

附　則

この政令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十八号

健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第七号、第三十五条第六項及び第四十条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（第一種施設）」に改め、同条中「第二十五条の四第四号イ」を「第二十八条第五号イ」に改める。

第九条中「第三十五条第三項」を「第六十九条第三項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「第三十五条第三項」を「第六十九条第三項」に、「第二十六条第七項、第三十一条第二項及び第三十三条」を「第四十三条第七項、第六十五条第二項及び第六十七条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条中「第二十六条の五第二項」を「第四十七条第二項」に、「第二十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「第二十六条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第二十六条の二」を「第四十四条」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「第二十六条第四項（法第二十九条第二項」を「第四十三条第四項（法第六十三条第二項」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（喫煙目的施設の要件）

第四条　法第二十八条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

二　施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

三　施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあっては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

（帳簿を備えることを要する喫煙目的室設置施設）

第五条　法第三十五条第六項の政令で定める施設は、前条第二号又は第三号に掲げる要件に該当する施設とする。

（適用除外）

第六条　法第四十条第一項第三号の政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　法第二十八条第十一号に規定する旅客運送事業鉄道等車両又は同条第十二号に規定する旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所

二　宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所（法第四十条第一項第二号に規定する場所を除く。）

（消費者庁組織令の一部改正）

第二条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第三十二条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第十三条第三号中「第二十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠